

# 宮城県公報

令和7年12月12日(金)  
定期第657号

## 目次

### 告示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農村振興課)
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(水産林政総務課)
- 保安林の指定の予定(森林整備課)
- 土地区画整理事業の施行の認可(都市計画課)
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出(仙台地方振興事務所)

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(新産業振興課)

### 選挙管理委員会

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数(選挙管理委員会事務局)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数(同)

## 宮城県告示第690号

県営下野目東部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年12月12日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

2　縦覧期間

令和7年12月12日から令和8年1月19日まで

3　縦覧場所

大崎市役所及び岩出山総合支所

## 宮城県告示第691号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 2 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 12 月 12 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

加入区の名称	宮城県第 101 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち和田、小島及び沼尻の区域
同意成立の届出年月日	令和 7 年 11 月 25 日
発起人の住所及び氏名	石巻市雄勝町小島字和田 7 の 14 佐藤 一 石巻市雄勝町明神字沼尻 12 の 18 阿久津 英法
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	2 人

## 宮城県告示第692号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 12 月 12 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉字古戸前 128-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第693号

土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

令和7年12月12日

宮城県知事 村井嘉浩

1 施行者の名称

鹿島建設株式会社東北支店

2 事業施行期間

令和7年12月12日から令和11年3月31日まで

3 施行地区

富谷市穀田土屋沢、穀田松場、穀田菅ノ沢、穀田花ノ沢、西成田中沢、及び成田二丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

富谷市成田二期西土地区画整理事業

5 事務所の所在地

仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

6 施行認可の年月日

令和7年12月5日

7 施行者の住所

仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

9 公告の方法

富谷市役所に掲示して行う

## 宮城県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、金洗堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和7年12月12日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 嘉藤俊雄

### 1 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職
令和7年11月24日	遠藤久雄	黒川郡大衡村大衡字要害21番地	監事
令和7年11月24日	濱口信彦	加美郡色麻町四竈字大原321番地	監事
令和7年11月24日	文屋栄悦	黒川郡大衡村駒場字深待42番地	監事

### 2 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職
令和7年11月23日	遠藤久雄	黒川郡大衡村大衡字要害21番地	監事
令和7年11月23日	板垣勝	加美郡色麻町大字下新町北160番地1	監事
令和7年11月23日	文屋栄悦	黒川郡大衡村駒場字深待42番地	監事

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年12月12日

宮城県知事 村井嘉浩

1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約 2,414,339kWh

2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

経済商工観光部新産業振興課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

3 落札者を決定した日

令和7年10月29日

4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

伊藤忠エネクス株式会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

5 落札金額

44,663,745円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の広告を行った日

令和7年9月19日

## 宮選管告示第90号

令和7年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の50分の1並びに第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年12月12日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による50分の1の数

37,771

2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

336,064

3 地方自治法第80条第1項の規定による3分の1の数

青葉選挙区	83,350	岩沼選挙区	11,952
宮城野選挙区	53,041	登米選挙区	20,533
若林選挙区	39,147	栗原選挙区	17,438
太白選挙区	66,070	東松島選挙区	10,721
泉選挙区	58,941	大崎選挙区	34,547
石巻・牡鹿選挙区	39,425	富谷・黒川選挙区	25,619
塩釜選挙区	14,739	柴田選挙区	22,134
気仙沼・本吉選挙区	19,597	亘理選挙区	12,648
白石・刈田選挙区	12,301	宮城選挙区	13,723
名取選挙区	21,948	加美選挙区	7,731
角田・伊具選挙区	10,946	遠田選挙区	10,710
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,247		

## 宮選管告示第91号

令和7年12月1日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年12月12日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

336,064